

2022年2月4日

各 位

会 社 名 株式会社ATグループ  
代表者名 代表取締役社長 山口真史  
(コード番号 8293 名証第2部)  
問合せ先 総 務 部 長 吉川 元康  
(TEL. 052-883-3155)

会 社 名 株式会社日の出  
代表者名 代 表 取 締 役 山口真史

**株式会社日の出による株式会社ATグループ(証券コード 8293)  
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

株式会社日の出は、2022年2月4日、株式会社ATグループの普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社日の出（公開買付者）が、株式会社ATグループ（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2022年2月4日付「株式会社ATグループ株式(証券コード 8293)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2022年2月4日

各 位

会 社 名 株式会社日の出  
代表者名 代表取締役 山口真史

## 株式会社ATグループ株式(証券コード 8293)に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社日の出(以下「公開買付者」といいます。)は、2022年2月4日、株式会社ATグループ(コード番号8293、株式会社名古屋証券取引所市場第二部上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、対象者株式の取得及び所有を主たる目的として、2021年12月24日付で設立された株式会社です。本日現在、山口真史氏(対象者の代表取締役社長です。)が、公開買付者の発行済株式のすべてを所有しており、かつ、公開買付者の代表取締役を務めております。本日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

なお、本日現在、公開買付者の代表取締役を務める山口真史氏が所有する対象者株式数は、1,021,232株(所有割合(注1):3.04%。対象者の第8位株主。)です。また、本日現在、対象者の筆頭株主である名古屋友豊株式会社(注2)(以下「名古屋友豊」といいます。)が所有する対象者株式数は、2,973,440株(所有割合:8.85%。対象者の筆頭株主。)です。

(注1)「所有割合」とは、対象者が2022年2月4日に提出した第112期第3四半期報告書に記載された2021年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(35,171,051株)から、2022年2月4日に公表した「2022年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2021年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(1,585,727株)を控除した株式数(33,585,324株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。割合の計算において以下同じです。)をいいます。以下同じです。

(注2)名古屋友豊は、不動産賃貸業を営む会社であり、対象者の代表取締役社長である山口真史氏及びその近親者が議決権の74.3%を直接所有しております。また、山口真史氏は、名古屋友豊の代表取締役社長を兼任しております。

今般、公開買付者は、対象者株式の全部(但し、対象者が所有する自己株式並びに山口真史氏及び名古屋友豊が所有する対象者株式を除きます。)を取得することにより、対象者株式を非公開化するための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注3)に該当し、山口真史氏は、本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。本日現在、公開買付者と対象者のその他の取締役及び監査役との間には、本公開買付け後の役員就任や処遇について合意はなく、本公開買付け成立後の対象者の役員構成を含む経営体制については、本公開買付け成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

(注3) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

なお、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、山口真史氏(所有株式数:1,021,232株、所有割合:3.04%)及び名古屋友豊(所有株式数:2,973,440株、所有割合:8.85%) (以下、山口真史氏及び名古屋友豊を総称して「不応募予定株主」といいます。)それぞれとの間で、不応募予定株主が所有する対象者株式の全て(合計3,994,672株、所有割合11.89%)について、本公開買付けに応募しない旨及び本公開買付けが成立した場合には会社法第180条に基づき対象者株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会において、対象者の株主を公開買付者並びに名古屋友豊及び山口真史氏のみ、公開買付者及び名古屋友豊のみ、又は公開買付者のみとするための一連の手續に関連する各議案に賛成する旨を2022年2月4日までに口頭で合意しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1)対象者の名称

株式会社ATグループ

(2)買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3)買付け等の期間

2022年2月7日(月曜日)から2022年3月23日(水曜日)まで(30営業日)

(4)買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,800円

(5)買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
29,590,652(株)	18,395,528(株)	—(株)

(6)決済の開始日

2022年3月30日(水曜日)

(7)公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
auカブコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

なお、本公開買付けの具体的内容は、2022年2月7日に提出予定の本公開買付けに係る公開買付届出書をご参照ください。

以上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではありません。このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【米国証券規制】

このプレスリリースに記載された公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものですが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの規定に沿ったものではありません。このプレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく米国の会社の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は、米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及びその関連者に米国裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続及び情報は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われ又は作成されるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語に翻訳され又は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリースの記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリースの中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの公表日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、関連する法令又は規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー、公開買付代理人及びそれらの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。